

○京丹後市コミュニティビジネス応援補助金交付要綱

平成26年3月31日

告示第47号

改正 平成27年3月13日告示第37号

平成29年3月30日告示第81号

平成30年3月30日告示第49号

(趣旨)

第1条 市長は、京丹後市コミュニティビジネス応援条例（平成26年京丹後市条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、コミュニティビジネスにより地域の課題を解決しようとする地域活動団体等に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内においてコミュニティビジネス応援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、条例第2条第2項に規定する地域活動団体等のうち、コミュニティビジネスを新たに起こそうとする者であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 京丹後市内に住所又は主たる事業所を有すること。
- (2) 団体にあつては、組織の運営に関する規約、会則等を定め、予算及び決算を適正に行っているものであること。
- (3) 市に納入すべき市税等（附帯金を含む。）を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、条例第7条に規定する活動分野の事業であつて、次の各号に該当するものとする。

- (1) 京丹後市内において新たに取り組むコミュニティビジネスであること。
- (2) 地域の人材及び資源を活用し、地域の課題を解決するための事業であること。
- (3) 事業内容がコミュニティ（地域）に事業効果が還元される事業であること。
- (4) 事業に実現性が見込まれ、及びイベント的な活動ではなく継続性が見込まれるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業活動は、補助対象事業としない。

- (1) 事業実施に対価の徴収を伴わないもの
- (2) 事業実施を伴わない調査又は政策の提案

(3) 当該事業活動に対して市の他の補助制度（第5条第2項の規定に該当するものを除く。）により助成を受けているもの

(4) 政治、宗教又は選挙に関する活動

(5) 公序良俗に反するもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるコミュニティビジネスの事業の経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費と認められるものは、名称の如何を問わず補助対象経費から除くものとする。

(1) 地域活動団体等の運営に係る経常的な経費

(2) 人件費

(3) 食糧費

(4) 不動産の取得費又は補償費

(5) 公租公課、支払利息、手数料、税理士に支払う費用、使途が特定できない経費等その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

(6) 提供する物又はサービスの原価となる経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の2（個人の場合は4分の1）以内の額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。次項において同じ。）とする。この場合において、一の補助対象者に交付する補助金の下限額を10万円とし、上限額を100万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助対象事業に対して国、府等から助成を受ける場合及び国、府等から当該補助対象事業に充当することを条件として市に交付される助成金相当額を市が助成する場合にあっては、補助対象経費から当該助成金の額を差し引いた額の3分の2以内の額とする。

3 市長は、補助対象者が新たなコミュニティビジネスを起こすまでに複数年を要する場合は、新たに起こそうとする年度及びその翌年度の2箇年に限り補助金を交付することができる。この場合における当該補助対象者に交付する補助金の合計額は、第1項後段に規定する上限額を超えないものとする。

（企画書の提出）

第6条 補助対象事業を実施しようとする補助対象者は、企画書（様式第1号）に次に掲げ

る書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体の定款、規約、会則等
- (3) 直近の予算決算書類の写し
- (4) 事業実施場所の位置図及び建物等外観写真
- (5) その他参考となる資料（企画事業実施要綱等）

（補助金交付の内定）

第7条 市長は、前条の規定による企画書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付の内定を行い、当該補助対象者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 前条第1項の規定により補助金交付の内定を受けた補助対象者は、速やかに年度ごとに補助金の交付申請をしなければならない。

2 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第3号によるものとし、補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 基本規約、構成員名簿等
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 住民票（個人の場合）
- (4) 登記簿謄本（法人の場合）
- (5) 当該年度の収支予算書
- (6) 補助対象経費に係る積算明細書
- (7) 工事費等見積内訳書
- (8) 空き家店舗その他施設の整備を必要とする場合は、整備内容の積算書及び図面
- (9) 賃借する施設がある場合は、賃貸借契約書
- (10) 国、府等の助成に係る申請書の写し
- (11) 事業実施場所の位置図及び建物等外観写真

（交付の決定等）

第9条 市長は、補助金の交付又は不交付の決定しようとするときは、規則第7条に規定する補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書は、様式第4号又は様式第5号によるものとする。

（事前着手）

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受

けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施する場合において、事前着手届（様式第6号）を市長に提出したときは、この限りでない。

（事業内容の変更等）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事業内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第7号）を遅滞なく市長に提出し、承認を得なければならない。

（1） 当該補助金額の2割以上の減額を伴う内容の変更

（2） 事業活動の目的に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、補助金に係る中止承認申請書（様式第8号）を遅滞なく市長に提出し、承認を得なければならない。

3 市長は、前2項の規定により事業内容の変更又は中止を承認した場合において、当該変更又は中止に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第12条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第9号によるものとする。

（補助金の交付）

第13条 規則第15条第2項の規定により補助金を交付する場合は、補助金交付決定額の10分の8以内の額とする。

（財産処分の制限）

第14条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

2 規則第19条第2号に規定する市長が指定するものは、1品の取得価格又は効用増加価格が30万円以上のものとする。

（事業の報告）

第15条 市長は、この告示による補助金の交付を受けて実施した事業活動の成果を補足するため、補助事業者に対し、補助金を交付した年度の翌年度から3年間について、毎年度終了後に事業の実施状況報告書（様式第10号）の提出を求めることができる。

2 補助事業者は、市が開催する事業報告会において、実施した事業活動の報告を行うものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月１３日告示第３７号）

この告示は、平成２７年３月１３日から施行する。

附 則（平成２９年３月３０日告示第８１号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日告示第４９号）

（施行期日）

１ この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 第５条第３項の規定により、平成３０年度に補助金の交付を受けようとする者に対する補助金の交付については、改正後の京丹後市コミュニティビジネス応援補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

区分	補助対象経費
事業費	(１) 原材料費（試作品等の作製に必要な原材料費をいう。） (２) 機械装置及び工具器具の購入、製造、改良、据付又は借用に要する費用 (３) 外注加工費 (４) 技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費及びシステム開発費 (５) 外部委託費（総事業費の５０パーセント以下に限る。） (６) 店舗等に供する建物の賃借料、保守費用又は建物修繕費 (７) 広告宣伝費（パンフレット及びチラシ作成費、新聞掲載費用等） (８) ホームページ作成費 (９) 展示会等の会場費、出展料及び出展設営費 (１０) 研修の実施に要する費用 (１１) 専門家に対する講師謝金及び旅費 (１２) 調査研究費（データ購入及び調査分析に係る費用等） (１３) 知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る費用

	(1 4) その他補助対象事業の事業目標を達成するために必要な直接経費
事務費	会議費、会場借料、借損料、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、通訳料、翻訳料、保険料、備品購入費、消耗品費、雑役務費（項目が特定できない事務費をいう。）

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

印

（電話 — ）

京丹後市コミュニティビジネス応援補助金企画書

下記のとおり事業を実施したいので企画書を提出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の概要

- 4 総事業費
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 団体の定款、規約、会則等
 - (3) 直近の予算決算書類の写し
 - (4) 事業実施場所の位置図及び建物等外観写真
 - (5) 確認書
 - (6) その他参考となる資料（企画事業実施要綱等）

様式第2号（第6条、第8条関係）

京丹後市コミュニティビジネス応援補助金 事業計画書

提出年月日		受付番号	
団体の名称	(フリガナ)		
団体の所在地	〒 ー		
	TEL ()	FAX ()	
	※京丹後市内の主たる事業所 〒 ー		
代表者	(フリガナ)		
	氏名		
	住所 〒 ー		
	TEL ()	FAX ()	
連絡先 (連絡責任者)	(フリガナ)		
	氏名		
	住所 〒 ー		
	TEL ()	FAX ()	
	Eメールアドレス		
団体の設立年月日			
設立目的			
活動実績			
構成員(会員)数			
事業名			
事業の目的及び達成目標	活動の種類：主たるものに◎、その他該当するもの全てに○ ① 移住・定住促進 ② 健康・医療・福祉 ③ 教育・子育て ④ 安心・安全のまちづくり、居住環境 ⑤ 地域産業の活性化及びブランド化、観光の振興 ⑥ スポーツ、社会教育及び文化芸術の振興、歴史文化の保全 ⑦ 環境型社会の構築に関する分野		

		⑧ 農村都市交流、国際交流、大学連携、その他地域間交流 ⑨ その他
		(目的)
		(達成目標)
事業の具体的内容		
月次計画 年度分	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
月次計画 年度分	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	

期待される地域課題の解決や地域への具体的な効果の還元内容	(事業を行うことにより地域課題の解決や効果の地域還元について、具体的に記入してください。)		
団体又は活動のアピール			
他の補助制度の活用について	(当補助金以外に活用予定の補助制度がありましたら記載してください。)		
本事業終了後の事業展開の見込み			
年度事業費及び補助金の見込み ※申請が2箇年にまたがる場合のみ記載してください。	当該年度	事業費 円	補助金要望額 円
	翌年度	事業費 円	補助金要望額 円

(注) 月次計画欄の事業のうち、コミュニティビジネス応援補助金の対象外のものは
 〈 〉書きすること。

収支の内訳

収入の部

単位：円

科目	金額	内訳
市補助金		
自己資金		
寄附金・協賛金		
売上		
他団体等補助金・助成金		
合計		

支出の部

単位：円

科目	金額	内訳
----	----	----

合計		

※ 内訳欄に書ききれない場合は、別紙に記入して添付してください。

経営計画書

1 事業スケジュール

実施時期	具体の実施内容
1年目	
2年目	
3年目	

2 売上・利益の計画

		1 年目 (年 月～ 年 月期)	2 年目 (年 月～ 年 月期)	3 年目 (年 月～ 年 月期)
①売上高		円	円	円
②売上原価		円	円	円
③売上総利益 (①－②)		円	円	円
④販売管理費		円	円	円
内 訳	人件費	円	円	円
	店舗等賃借料	円	円	円
	光熱水費	円	円	円

	通信運搬費	円	円	円
	広告宣伝費	円	円	円
	支払利息	円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	その他	円	円	円
営業利益 (③－④)		円	円	円
従事者数		人	人	人
【上記の積算根拠】				

※個人事業の場合、人件費に事業主分は含めません。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

印

（電話 ー ）

京丹後市コミュニティビジネス応援補助金交付申請書

年度において、下記事業を実施いたしますので、京丹後市コミュニティビジネス補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付を受けたく申請します。

なお、補助金の会計処理に当たっては、団体の代表者名の口座を設けるとともに、帳簿により適正な管理及び執行に務め、代表者以外の者の監査を受けることとします。

記

1 事業名

2 交付申請額 円

3 事業の完了予定年月日

4 添付書類

- (1) 基本規約、構成員名簿等
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 住民票（個人の場合）
- (4) 登記簿謄本（法人の場合）
- (5) 当該年度の収支予算書
- (6) 補助対象経費に係る積算明細書
- (7) 工事費等見積内訳書
- (8) 空き家店舗その他施設の整備を必要とする場合は、整備内容の積算書及び図面
- (9) 貸借する施設がある場合は、賃貸借契約書
- (10) 国、府等の助成に係る申請書の写し
- (11) 事業実施場所の位置図及び建物等外観写真
- (12) 申請者の市税の納税証明書
- (13) その他必要な添付資料

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市コミュニティビジネス応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった下記事業に対し、京丹後市コミュニティビジネス応援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記の交付条件を付し、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 交付の条件

備考 事業が終了したときは、速やかに補助事業等実績報告書を提出してください。

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市コミュニティビジネス応援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった下記事業に対し、京丹後市コミュニティビジネス応援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり不交付の決定をしましたので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 不交付の理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名 印

（電話 ー ）

事前着手届

年 月 日付けで申請の京丹後市コミュニティビジネス応援補助金に係る事業について、交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

1 事前着手の理由	
2 着手(予定)年月日 (事前準備を含む事業開始日)	年 月 日

注：本様式は、交付決定前に事業着手する場合にご提出いただく必要があるものです。
着手年月日以前に支出された経費については、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

様式第 7 号（第 11 条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名 印

（電話 ー ）

京丹後市コミュニティビジネス応援補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった補助金に係る
事業内容を下記のとおり変更したいので、京丹後市コミュニティビジネス応援補助金交付
要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第 8 号（第 11 条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名 印

（電話 ー ）

京丹後市コミュニティビジネス応援補助金に係る中止承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった補助金に係る
事業を下記のとおり中止したいので、京丹後市コミュニティビジネス応援補助金交付要綱
第 11 条第 2 項の規定に基づき、承認されるよう申請します。

記

- 1 事業中止の理由
- 2 事業の遂行状況
- 3 事業の中止年月日
- 4 その他

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名 印

（電話 ー ）

京丹後市コミュニティビジネス応援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた下記事業が完了しましたので、京丹後市コミュニティビジネス応援補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名
- 2 実施事業の概要
- 3 関係書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 事業の実施状況を写す写真、資料等
 - (4) 領収書等の写し
 - (5) 補助対象経費に係る支出明細書
 - (6) 国、府等の助成に係る実績書の写し

事業報告書

団体名	
事業名	
【具体的な事業内容】（事業の趣旨、実施日時、場所、参加者の状況、事業内容等） 	
【事業の成果】（今回の事業を通じてうまれた効果、事業効果の地域への還元） 	

※ 事業効果について、報告書やアンケート結果があれば、別途添付ください。

京丹後市コミュニティビジネス応援補助金収支決算書

団体名 _____

収入の部

単位:円

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要(収入先等)
市補助金				
自己資金				
寄附金・協賛金				
売上				
他団体等補助金・助成金				
合計				

支出の部

単位:円

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要(支出先等)
合計				

様式第10号（第15条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

印

（電話 ー ）

京丹後市コミュニティビジネス応援補助金実施状況報告書

年 月 日付で交付決定を受けた上記補助金に係る実施状況を下記の
とおり報告します。

記

1 事業の概要（別紙）

(別紙)

事業者名	
------	--

○申請の概要（期間 年 月～ 年 月）

事業の内容	
現在の状況及び 実績（売上、雇 用の状況等）	
来期に向けての 改善点	

※ 現在の活動状況のわかる資料を添付してください。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条、第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 1 0 条関係)

様式第 7 号 (第 1 1 条関係)

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

様式第 9 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 0 号 (第 1 5 条関係)